

監査委員公表第3号

監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく出資団体監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成30年12月27日

神奈川県内広域水道企業団

監査委員 平岡陽一

同 住中秀夫

- 1 監査の種類 出資団体監査
- 2 監査の対象 神奈川広域水道サービス株式会社
- 3 監査の範囲 平成29年度における出納その他の事務
- 4 監査の期間 平成30年10月1日から11月30日まで
- 5 団体の概要

神奈川広域水道サービス株式会社（以下「サービス会社」という。）は、神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）に関連する付帯事業等の経営を行い、その事業活動を通じて、企業団の経営基盤の強化に寄与することを目的として、平成9年4月16日に設立された。

サービス会社は主に企業団宿泊研修所丹沢荘（以下「丹沢荘」という。）の運営管理業務及び企業団用地の有効活用の一環として駐車場を運営していたが、平成21年度以降は企業団施設に係る外部施設等維持管理業務を受注し、事業を順次拡充している。また、前期に引き続き平成29年度から3か年の長期継続契約で伊勢原浄水場運転維持管理業務を受託するなど、サービス会社の事業は、企業団に関連する付帯事業の経営から企業団施設の運転管理及び維持管理の一部を担う業務に重点を置いた経営へと転換が進んでいる。

6 出資の状況

サービス会社は、資本金が5,000万円であり、発行済株式数1,000株のうち、現在、企業団が700株、民間企業2社が300株を保有している。株主である民間企業2社と連携し、民間の経営手法の導入及び不足する水道技術者の受入れなど、サービス会社の経営基盤の強化を図っている。

7 監査の結果

監査にあたっては、関係書類を検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

出納その他の事務の執行については、概ね良好であると認められた。

平成29年度の損益の状況は、丹沢荘管理運営業務の部門別営業損失が営業努力の甲斐なく平成28年度よりさらに増加し、また民間従事者を増員した伊勢原浄水場運転維持管理業務において人材派遣費の増加により部門別営業利益が減少したが、業務範囲の拡大があった外部施設等維持管理業務における部門別営業利益の増加等もあったことから、全体として僅かながら営業利益及び税引き後の当期純利益を計上した。

企業団は、神奈川県広域水道サービス株式会社将来構想検討委員会による平成29年3月の答申を受けて対応を検討した結果、丹沢荘の施設については、宿泊施設の経営手法と投資能力を有する者による運営に委ねることとし、競争入札の落札者と丹沢荘の施設の譲渡契約を締結して平成30年9月に引き渡した。サービス会社は、これにより不採算業務となっていた丹沢荘管理運営業務から撤退することとなり、いずれも営業利益率の高い伊勢原浄水場運転維持管理業務と外部施設等維持管理業務を中心に事業運営することとなった。

しかし、これらの業務について、企業団は、水道用水の安定供給を前提に、競争入札あるいは競争性のある発注方式への移行の検討を進めており、今後はサービス会社が随意契約により受託することは難しくなることも予想される。

サービス会社は、水道事業に精通した経験豊富な社員による技術力がその強みであり、これまでは主に企業団退職者がそれを担ってきたが、現在では民間出資者から派遣された社員も経験を重ねて技術の継承が進みつつある。今後も適正な社員数を確保してさらに技術の維持・継承に努めていくとともに、財務体質の強化や組織体制の整備を図ることにより、一層の経営基盤の充実・強化に努められたい。